

# 貯水槽水道の管理について!

貯水槽水道は、**設置者** (所有者・管理を委託されている方など) が責任を持って、定期的な水質検査や施設の点検、清掃などを行い、衛生管理に努めなければなりません。



## 《貯水槽水道とは》

建物(敷地)内に設置されている受水槽や高置水槽などで、いったん水道水を受けてから各戸へ給水する設備を貯水槽水道といいます。

貯水槽水道

簡易専用水道

★受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの。

小規模貯水槽水道

★受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの。

## 《貯水槽水道の管理の重要性について》

毎日の暮らしに欠かすことのできない水道水! 貯水槽水道が適切に管理されていないと、受水槽内の水が汚染され、残留塩素濃度が低下し、飲料水としての適正な基準を保てなくなる可能性があり、場合によっては利用者の健康に影響を及ぼす恐れがあります。

受水槽の水が汚染されるのを防止するためにも、定期的な点検や水質検査、清掃などの衛生管理に努めることが必要です!

水槽内部が、汚れていませんか? /

清掃前



清掃後



清掃

# 《管理方法》

## 【関係法令等】

- ・水道法第34条、同法施行規則（厚生省令第45号）第55条・56条
- ・簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（厚生労働省告示第262号）
- ・札幌市水道事業給水条例・札幌市簡易専用水道指導要領・札幌市給水設備の構造及び維持管理に関する指導要綱
- ・札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領

週に1回以上  
点検を行って  
ください!

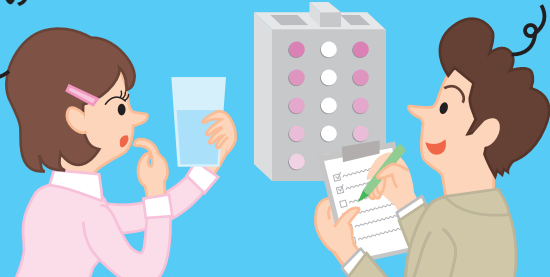
## ■ 水質のチェック

（色・濁り・臭い・味・残留塩素の確認）注1）

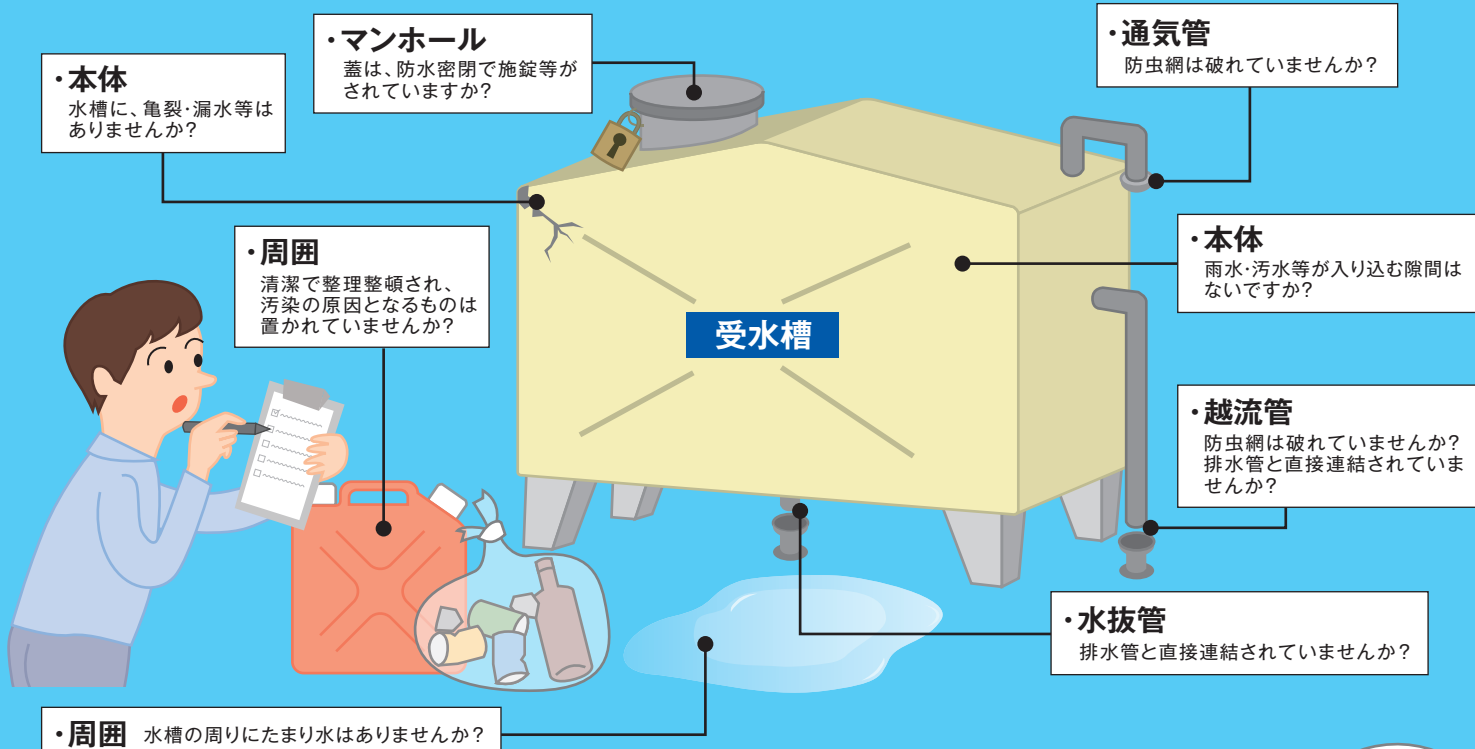
注1）床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。

色・にごりなどの  
チェック

残留塩素のチェック



## ■ 受水槽と、その関係設備のチェック



年に1回以上  
検査を行って  
ください!

## ■ 水槽の清掃 注2)

## ■ 水質検査（一般細菌・大腸菌など12項目）注2)

## ■ 維持管理状況の検査 注3)

注2) 知事登録を受けた事業者に委託

注3) 厚生労働省に登録された検査機関に委託

※有効容量10m<sup>3</sup>を超える簡易専用水道では「法律で実施が義務」づけられています！また、10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽は「札幌市の要綱・要領」で定められています！

## 管理方法



## 安全でおいしい水をお届けするために！

札幌市水道局では、「有効容量10m<sup>3</sup>以下」の小規模貯水槽水道を対象として、管理状況の確認と適正な管理方法についての指導、助言を行う点検サービスを無料で行っております。安全で安心な飲料水の確保のためにも、現在の貯水槽水道がどのようになっているか点検サービスを受けられることをお勧めします。

※ご不明な点がございましたら下記の問合せ先までお願いいたします。



お問合せ先：札幌市水道局給水装置課給水保全係 TEL 011-211-7055



さっぽろ市  
02-N04-16-2173  
28-2-1249